

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第六十一号） 新旧対照条文（抄）  
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第二百二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（性能検査）            第四十七条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前二項の規定による性能検査の結果についての処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。</p> <p>（審査及び仲裁）            第八十五条 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第一項の規定により審査若しくは仲裁の申立てがあつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤ 第一項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。</p> <p>第八十六条 前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を申し立てることができる。</p> <p>② 前条第三項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の申立て</p>	<p>（性能検査）            第四十七条（略）</p> <p>②（略）            （新設）</p> <p>（審査及び仲裁）            第八十五条 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を請求することができる。</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第一項の規定により審査若しくは仲裁の請求があつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤ 第一項の規定による審査又は仲裁の請求及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。</p> <p>第八十六条 前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を請求することができる。</p> <p>② 前条第三項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の請求が</p>

があつた場合に、これを準用する。

あつた場合に、これを準用する。